

(様式 1－3)

須賀川市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

NO.	2	事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）	事業番号	D-16-1				
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）					
総交付対象事業費	2,156,389（千円）		全体事業費	3,887,065（千円）					
事業概要									
○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。									
震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となつたため、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。									
さらに、市体育館は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。									
また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替えする施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりましても、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。									
このため、使用不能となつた市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。									
【事業概要】									
・建物補償 (H26) ・事業面積：約 2.9 ha ・事業箇所：須賀川市八幡町地内									
【市街地再開発事業】									
・担当省庁：国土交通省 ・事業名：市街地再開発事業（市街地整備） ・基本補助率：2／5									

当面の事業概要

<平成 26 年度>

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工監理
- ・移転補償（体育館・芭蕉記念館外）
- ・建物補償
- ・個人建物等補償費（借家人）

<平成 27 年度>

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工管理

東日本大震災の被害との関係

○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 頃所の仮設住宅に 157 世帯、377 名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。

関連する災害復旧事業の概要

○仮庁舎建設事業

- ・建設場所：須賀川市牛袋町 12 番地（市文化センター駐車場）
- ・建設規模：建築面積 1,003.02 m²
延床面積 1,926.40 m²
- ・建物構造：軽量鉄骨ブレース
- ・リース期間：平成 24 年 6 月～平成 28 年 3 月（46 ヶ月）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

NO.	9	事業名	須賀川市災害公営住宅整備事業（東町地区）	事業番号	D-4-1
交付団体		須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費		650,979（千円）	全体事業費	650,979（千円）	
事業概要					
東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者などのうち、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、安定的な生活再建を支援し、入居者の利便性を確保するため、市街地に災害公営住宅の整備を行う。					
【整備概要】					
整備戸数：21 戸					
整備手法：建設（21 戸）					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 需要把握調査、国直轄調査による基本計画策定、建設候補地選定、用地交渉					
<平成 25 年度> 入居意向調査、用地取得、測量調査・地質調査、基本設計・実施設計					
<平成 26 年度> 入居希望者説明会、確認申請、工事発注					
<平成 27 年度> 入居希望者現地説明会、入居者募集、入居					
東日本大震災の被害との関係					
本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。 なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成 24 年 3 月 31 日現在で、1,249 棟となっており、その他の被害は、大規模半壊 418 棟、半壊 3,084 棟、一部損壊 10,516 棟となっている。 また、応急仮設住宅の入居状況は平成 26 年 1 月 20 日現在、101 世帯 220 人、福島県借上げ住宅入居状況は 238 世帯 522 人となっている状況である。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	14	事業名	市道 1504 号線外整備事業	事業番号	D-2-1				
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）					
総交付対象事業費	60,000（千円）		全体事業費	152,174（千円）					
事業概要									
○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。									
震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となり、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じました。									
このため、市庁舎の再建にあたりましては、防災拠点化及び行政拠点化を推進するため、周辺の敷地も含め一体的に第一種市街地再開発事業により整備します									
市道 1504 号線は国道 118 号から市庁舎へのメイン進入路であり、庁舎の防災・行政拠点化のための最重要路線であると位置付けておりまして、庁舎敷地のセットバックにより拡幅し両側歩道を整備し市庁舎へのアクセス性の向上と市街地中心部の動線強化などを図ります。また、外 4 路線についても市庁舎敷地の土地利用に併せ摺り付け等の整備をします。									
【復興交付金事業】									
<ul style="list-style-type: none"> ・担当省庁：国土交通省 ・事業名：道路事業（市街地相互の接続道路等、高台移転等に伴う道路整備（区画整理）、道路の防災・震災対策等） ・基本補助率：5.5／10 ・事業期間：平成 25 年度～平成 30 年度 ・事業箇所：須賀川市役所周辺（須賀川市八幡町地区） 									
当面の事業概要									
<平成 25 年度>									
<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計業務委託 									
<平成 26 年度>									
<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝整備工事、道路改築工事 									
東日本大震災の被害との関係									
○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、平成 24 年 3 月 31 日現在で、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 箇所の応急仮設住宅に 157 世帯、377 人、福島県借上げ住宅に 410 世帯、1,026 人が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。									

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

NO.	22	事業名	(仮称)市民交流センター整備事業	事業番号	D-16-2		
交付団体	須賀川市	事業実施主体(直接/間接)	須賀川市				
総交付対象事業費	572,000(千円)	全体事業費	572,000(千円)				
事業概要							
震災により被災し使用不能となる甚大な被害を受けた市総合福祉センターについては、市庁舎と防災機能を分担し、平時は賑わいの拠点として、災害時には支援ボランティアの活動拠点として、市街地中心部の防災機能強化に寄与する(仮称)市民交流センターの整備を行う。							
<発掘事業の必要性>							
(仮称)市民交流センター整備事業の実施にあたり、事業地内は、須賀川城跡という周知の埋蔵文化財包蔵地であり、用地の試掘を行ったところ発掘調査が必要となつたため。							
<従前施設の状況>							
(1) 施設概要 : 建築面積 : 1,140.30 m ² 、延床面積 : 6,818.04 m ² (H19年4月開館) 地上5階、地下1階(市民交流機能、子育て支援機能、福祉行政機能等)							
(2) 利用状況 : 震災前は年間約25万人が利用							
(3) 被災状況 : 主要構造躯体に甚大損傷(使用不能)。							
(4) 今後の方向性 : 市民交流・市街地中心部の防災拠点として「(仮称)市民交流センター」を整備							
<発掘調査概要>							
建設地における埋蔵文化財の発掘調査及び整理、報告書作成							
総合福祉センター敷地内は、地下部分が破壊されているため調査不要であるが、現在は更地の西側敷地に開発行為(建設計画)が及ぶ場合発掘調査が必要となることから、平成26年5月7日から9日にかけて試掘調査を実施した。調査の結果、2,800 m ² の本発掘調査が必要となった。							
・ 経費内訳							
発掘調査に要する経費 整理、復元、報告書作成・印刷製本に要する経費							
・ 積算根拠 40,000円/m ² × 2,800 m ² = 112,000千円							
当面の事業概要							
<平成25年度>→D-16-1-3(仮称)市民交流センター整備事業として実施 基本設計、現況・用地測量、地質調査、アトリウム解体設計							
<平成26年度>→D-16-2(仮称)市民交流センター整備事業として実施 実施設計、アトリウム解体工事、埋蔵文化財発掘調査							

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により中心市街地の被害については、全壊家屋が 589 棟、大規模半壊が 78 棟、半壊が 508 棟と、半壊以上の被害が 1,175 棟となる大きな被害となり、これまで市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターは使用不能となるという、甚大な被害が生じたところである。

関連する災害復旧事業の概要**○総合福祉センター解体工事**

構造：RC 造 地上 5 階地下 1 階 (6,818.04 m²) 工期：平成 24 年 6 月 18 日～平成 25 年 9 月 30 日

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性